

みんなで守ろう きれいな環境

不法投棄は許しません！



昨年から多くの不法投棄が発
生しています。

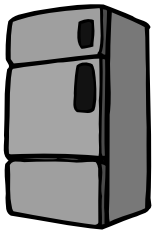
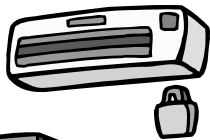
不法投棄されたごみは、一般
家庭から出されたごみや処分す
るために費用が伴う家電リサイ
クル対象商品（テレビ、エアコ
ン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵
庫・冷凍庫）などで悪質な事案
が目立ちます。

【不法投棄は犯罪です】

不法投棄をした者には、5年
以下の懲役または1,000万
円以下の罰金が科せられます。

※昨年4月から12月末日までに不法投棄されたごみ

品目	台数
テレビ	15
エアコン	1
洗濯機	1
冷蔵庫	1
その他のごみ	多数



不法投棄されたごみ

【不法投棄をなくすには】
町では、不法投棄が多発する
場所を重点的にパトロールし、
不法投棄の防止に努めてしまし
たが、残念ながら解決には至っ
ておりません。

不法投棄の根絶には、地域ぐ
るみで監視の目を光らせること
が効果的であると言われていま
すので、地域のみなさんのご協
力をお願いします。

【不法投棄を見つけたら】

不法投棄をしている現場を見
つけたら、110番通報をする
か、次のフリーダイヤルまで連
絡してください。

☎0120・536380

(いつもみんなでむらなくみはれ)

【土地の所有者には管理責任が あります】

土地の所有者（管理者）には、
その土地の管理責任を果たす義
務があります。

万が一不法投棄をされてしま
った場合、投棄者が判明しない
ときには、その土地の所有者（管
理者）に投棄物の撤去をお願い
しています。

日頃から、所有する土地の雑
草が伸びていないかなどきちん
と管理し、不法投棄をされない
ような対策をしてください。



○お問い合わせ

建設環境課 生活環境G
☎(84)3618 (直通)